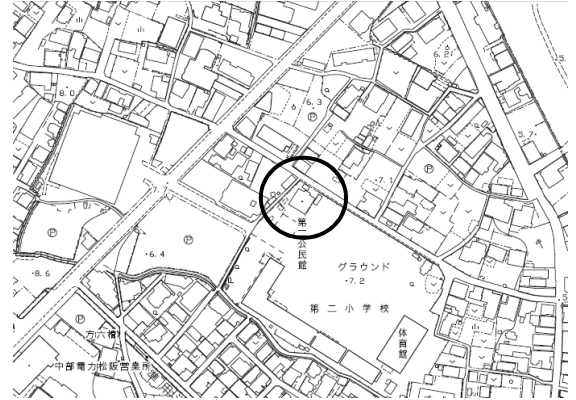


施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01252	施設名称	第二公民館(会館)
所在地(住所)	松阪市垣鼻町633番地		
			
根拠条例	松阪市公民館条例	担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課
設置年度	平成 4年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)		
施設の設置目的に沿った運営状況	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業を実施し、地域の社会教育の拠点とした運営が行われている。		

(2)建物の概要

設置形態		単 独		用途地域等		第二種住居地域					
駐車場(収容台数)		10台									
土地	敷地面積	499m ²		借受期間・賃料等		—					
	所有者	市									
主たる建物 1	建物名称	会館									
	用途	公民館		構造・階数		鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階					
	建築年月	平成 5年 3月 1日		建物取得費(全体)		59,979,262円					
	延床面積	281.72m ²		耐震診断(実施年)		不要					
	耐震補強(実施年)	不要		所有者		市					
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
対象建物											
施工内容											
費用											
リスク・高機能化対応度		玄関までの手すりの設置									

(3)管理・運営の概要

利用時間	8:30～21:00	休所(館)日	土、日、祝日、年末年始
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	貸館及び管理、事業運営		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.50	人	合計	1.50	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費（指定管理の場合）						
維持管理経費		1,077,967			運営・事業等経費						
光熱水費		537,975			指定管理委託料						
保守点検委託料		244,156			その他の経費						
賃借料											
修繕費		95,640									
その他の経費		200,196									
人件費		3,447,000									
職員 等											
非常勤職員		3,447,000									
①小計		4,524,967			②小計						
④合計（①＋②）－③		4,524,967円									
市民一人あたりのコスト		26.77円									
財 源		補助金等収入				その他収入					
		使用料等収入				③年間収入合計					

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
貸館及び事業に係る利用者数(年間)	人	13,067	12,824	13,441
講座開催日数(年間)	日	14	22	16
趣味クラブ、サークル等利用団体数	団体	29	28	30

(6)関連情報

類似施設	第一・四・幸公民館	近隣施設	第二小学校
------	-----------	------	-------

(7)その他

管理・運営上の問題点	玄関の出入り口に段差がある。1階和室への入口に段差がある。 1階・2階トイレへ出入り口に段差がある。 階段手すりは片側しかない。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	施設は、地域の拠点としての認識が高く、統合等は考えにくい。 また、地域の社会教育を推進するためにも各所に設置されていることが望ましい。施設の一部をまちづくり協議会の事務所としている。 【避難所指定 無】

各棟の状況

[illegible]